

平成30年度 指名停止状況

番号	指名停止業者名	指名停止の期間			指名停止の理由
		自	至	月数	
1	大成建設（株） 岐阜営業所	H30.6.1	H31.1.31	8箇月	<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>JR東海が発注する中央新幹線に係る建設工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に反する行為があったとして、平成30年3月23日、公正取引委員会は、同法74条第1項の規定にもとづき、大成建設株式会社他3社並びに大成建設株式会社及び鹿島建設株式会社で中央新幹線に係る建設工事等の受注等に関する業務に従事していた2名を検事総長に告発した。</p> <p>このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条（別表第2第3号）に該当するため。</p>
	鹿島建設（株） 岐阜営業所				
	（株）大林組 岐阜営業所				
	清水建設（株）岐阜営業所				
	清水建設（株）名古屋支店				
2	（株）三水コンサルタント 岐阜事務所	H30.10.3	H31.1.2	3箇月	<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>平成30年9月13日に執行した「可児市公共下水道事業ストックマネジメント実施方針策定業務」に係る指名競争入札で、落札決定を受けた後、特記仕様書に示した技術者要件を満たしている技術者を配置できないことが分かったため契約締結を辞退した。</p> <p>このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条（別表第2第8号）に該当するため。</p>